

被害農家営農資金利子補給等補助金

【18(20)百万円】

対策のポイント

天災によって損失を受けた被害農林漁業者に対し、農林漁業の経営に必要な資金（天災資金）の融通を行います。

<背景/課題>

(利用できる場合)

・天災による農林水産物等の被害が著しく大きい災害で、天災融資法が発動された場合には、農協や銀行等の金融機関から「低利の経営資金」を借りることができます。

（使いみちの例

- ・種苗、肥飼料、農薬、家畜、漁具、稚魚、餌料などの購入
- ・漁船（5トン未満）の建造・取得等

(最近の発動例)

・豪雨及び暴風雨(平成10年・11年)、低温及び日照不足(平成15年)、天災(台風)(平成16年)、東北地方太平洋沖地震(平成23年)

政策目標

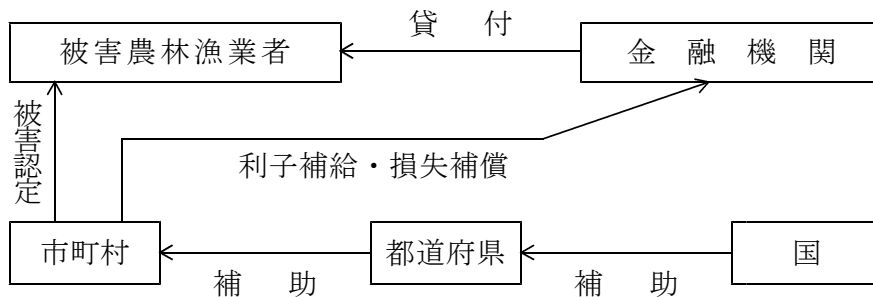
被害農林漁業者の経営安定（天災による被害を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通）

<主な内容(制度の仕組み)>

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号))

1. 事業概要

国は、低利の貸付をするための利子補給補助と、貸付金が償還されない場合に損失補償補助を行います。



（利子補給補助率：65/100又は50/100）
（損失補償補助率：1/2）

2. 融資概要

- (1) 貸付対象者：被害農林漁業者（市町村長の被害認定を受けた者）
- (2) 資金用途：営農再開に必要な苗木、農薬等購入のための経営資金
- (3) 貸付限度額：個人2百万円、法人2千万円（激甚災害法適用加算あり）
- (4) 貸付利率：法発動の都度決定
- (5) 償還期限：3～6年以内（激甚災害法適用の場合4～7年以内）

[お問い合わせ先：経営局総務課（03-6744-2142）]